

奈良市公報

号外第 10号

平成 16年 7月 2日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

告示

固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録	1
徴収事務の委託 (2件)	1
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	1
平成 16年度下水道受益者負担金の賦課対象区域	2
徴収事務の委託 (5件)	3
開発行為に関する工事の完了	4
予防接種の実施	4
急性灰白髄炎予防接種の実施	5
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	5
生活保護法の規定による医療機関の指定	5
生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	6
生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	6
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	6
徴収事務の委託 (6件)	6
平成 16年度一般廃棄物処理実施計画	8
徴収事務の委託	16
市道路線の廃止	17
市道路線の認定	17
道路の区域決定	19
道路の供用開始	21
道路の区域変更	23
道路の供用開始	23
徴収事務の委託 (3件)	23
公 営 企 業	
計量事務の委託 (2件)	24
収納事務の委託	25
議 会	
議会運営委員会の委員の辞任	26

告示

奈良市告示第 163号

固定資産課税台帳に登録すべき平成 16年度の固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、地方税法 (昭和 25年法律第 226号) 第 411条第 2 項の規定により公示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則
(平成 16年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 164号

地方自治法施行令 (昭和 22年政令第 16号) 第 158条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市二条大路南一丁目 1 番 30号 社団法人奈良市シルバー人材センター 理事長 山 中 俊 彦	放置自転車等移動 手数料 放置自転車等保管 手数料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで

(平成 16年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 165号

地方自治法施行令 (昭和 22年政令第 16号) 第 158条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
東京都中央区日本橋茅場町 3 丁目 1 番 1号 財団法人自転車駐車場整備センタ ー 理事長 木 内 啓 介	奈良市中筋自転車 駐車場、奈良市高 の原第一自転車駐 車場、奈良市高の 原第二自転車駐 車場及び奈良市高 の原第三自転車駐 車場の使用料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで

(平成 16年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 166号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水

道法（昭和 33年法律第 79号）第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 16年 4月 1日から 2 週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 16年 4月 1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 大川 靖 則

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 16年 4月 15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市大和田町、押熊町、中山町、宝来町、尼辻北町、若葉台三丁目、恋の窪東町、八島町、高畑町、北永井町、神殿町、南京終町、東九条町、山町及び今市町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
流域富雄川幹線 No. 12- 4	奈良市大和田町 1948	奈良市大和田町 2224- 2
中山幹線 - 61	奈良市押熊町 9 - 1	奈良市押熊町 9 - 1
押熊第 1 幹線 - 66	奈良市押熊町 1350- 1	奈良市押熊町 1346- 4
押熊第 1 幹線 - 67	奈良市押熊町 1110- 2	奈良市押熊町 1109
押熊第 1 幹線 - 68	奈良市中山町 1601- 4	奈良市中山町 1572
押熊第 1 幹線 - 69	奈良市中山町 1599- 5	奈良市中山町 1599- 4
菅原幹線 - 10	奈良市宝来町 1168- 8	奈良市宝来町 1168- 1
宝来幹線 - 35	奈良市尼辻北町 322- 6	奈良市尼辻北町 322- 6
西大寺南幹線 - 205	奈良市若葉台三丁目 2615	奈良市若葉台三丁目 1879- 2
大森幹線 - 41	奈良市恋の窪東町 164- 3	奈良市恋の窪東町 164- 1
藤原幹線 - 35	奈良市八島町 260- 3	奈良市八島町 210- 1
北永井幹線 - 284	奈良市高畑町 51- 1	奈良市高畑町 51- 9
明治幹線 - 195	奈良市北永井町 554- 1	奈良市北永井町 554- 1
明治幹線 - 196	奈良市北永井町 473- 2	奈良市北永井町 475- 3
明治幹線 - 197	奈良市神殿町 175- 4	奈良市神殿町 175- 1
明治幹線 - 198	奈良市神殿町 210- 2	奈良市神殿町 212- 8
明治幹線 - 199	奈良市南京終町 642- 2	奈良市南京終町 644- 4
西九条幹線 - 12	奈良市東九条町 195	奈良市東九条町 220- 6
西九条幹線 - 13	奈良市東九条町 219- 8	奈良市東九条町 219- 11
帯解幹線 - 96	奈良市山町 686	奈良市山町 687
帯解幹線 - 97	奈良市山町 679	奈良市山町 681- 1
帯解幹線 - 98	奈良市今市町 358- 4	奈良市今市町 573- 2
帯解幹線 - 99	奈良市今市町 374- 12	奈良市今市町 575- 2
帯解幹線 - 100	奈良市今市町 575- 5	奈良市今市町 575- 2

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター
(平成 16年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 167号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 45年奈良市条例第 16号）第 5 条の規定により、平成 16年度の賦課対象区域を次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成 16年 4月 1日から 2 週間本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

賦課対象区域（第 1 負担区）

- | | |
|-----------------|-------------|
| 西木辻町の一部 | 芝辻町の一部 |
| 賦課対象区域（第 2 負担区） | |
| 南紀寺町四丁目の一部 | 南紀寺町五丁目の一部 |
| 南京終町の一部 | 南肘塚町の一部 |
| 南京終町一丁目の一部 | 南京終町三丁目の一部 |
| 南京終町四丁目の一部 | 南京終町六丁目の一部 |
| 法華寺町の一部 | 三条添川町の一部 |
| 大安寺五丁目の一部 | 大安寺六丁目の一部 |
| 五条二丁目の一部 | 尼辻中町の一部 |
| 尼辻西町の一部 | 赤膚町の一部 |
| 五条畑一丁目の一部 | 六条一丁目の一部 |
| 六条緑町二丁目的一部分 | 七条西町一丁目的一部分 |
| 七条一丁目的一部分 | 六条西五丁目的一部分 |
| 三条大路一丁目的一部分 | 三条大路四丁目的一部分 |
| 四条大路一丁目的一部分 | 四条大路二丁目的一部分 |

四条大路五丁目の一部	押熊町の一部
中山町の一部	秋篠町の一部
秋篠三和町一丁目の一部	敷島町一丁目の一部
西大寺高塚町の一部	西大寺町の一部
菅原町の一部	青野町の一部
若葉台一丁目の一部	若葉台三丁目の一部
若葉台四丁目の一部	宝来町の一部
疋田町一丁目の一部	西大寺本町の一部
西大寺北町一丁目の一部	西大寺芝町一丁目の一部
西大寺竜王町一丁目の一部	宝来二丁目の一部
平松二丁目の一部	平松三丁目の一部
平松四丁目の一部	あやめ池南一丁目の一部
あやめ池南二丁目の一部	学園朝日町の一部
学園朝日元町一丁目の一部	百楽園三丁目の一部
百楽園四丁目の一部	登美ヶ丘六丁目の一部
東登美ヶ丘六丁目の一部	二名三丁目の一部
三松一丁目の一部	三松三丁目の一部
富雄元町一丁目の一部	中町の一部
学園新田町の一部	学園中一丁目の一部
富雄北三丁目の一部	三碓七丁目の一部
東九条町の一部	杏町の一部
西九条町三丁目の一部	神殿町の一部
横井二丁目の一部	
賦課対象区域(第3負担区)	
川上町の一部	白毫寺町の一部
法華寺町の一部	法連町の一部
尼辻南町の一部	佐紀町の一部
五条町の一部	二条町二丁目の一部
六条西五丁目の一部	山陵町の一部
歌姫町の一部	
賦課対象区域(第4負担区)	
高畑町の一部	白毫寺町の一部
西ノ京町の一部	青野町の一部
二名三丁目の一部	中町の一部
北永井町の一部	北之庄町の一部
南永井町の一部	神殿町の一部
出屋敷町の一部	古市町の一部
八島町の一部	鹿野園町の一部
藤原町の一部	横井四丁目の一部
窪之庄町の一部	池田町の一部
山町の一部	今市町の一部
柴屋町の一部	田中町の一部

(平成 16年 4月 1日 掲示済)

奈良市告示第 168号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市二条大路南一丁目 1 番 30号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 吉 村 隼 鷹	奈良市営 J R 奈良 駅第 1 駐車場使用 料 奈良市営 J R 奈良 駅第 2 駐車場使用 料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで

(平成 16年 4月 1日 掲示済)

奈良市告示第 169号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市井上町 11 財団法人 ならまち振興財団 理事長 南 田 昭 典	なら工芸館使用料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで

(平成 16年 4月 1日 掲示済)

奈良市告示第 170号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市橋本町 3 番地の 1 財団法人 奈良市商業振興センタ ー 理事長 南 田 昭 典	奈良マーチャント シードセンター使 用料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで

(平成 16年 4月 1日 掲示済)

奈良市告示第 171号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市二条大路南一丁目1番1号 財団法人奈良市勤労者福祉サ ービスセンター 理事長 南 田 昭 典	奈良市勤労者総合 福祉センター使用 料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
(平成 16年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 172号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大 川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市上三条町 2番地の 4 社団法人奈良市観光協会 会長 松 岡 泰 夫	奈良市観光センタ ー使用料 なら奈良館使用料
奈良市柳生町 155番地の 1 柳生観光協会 会長 徳 田 好 造	奈良市柳生の里観 光施設使用料
奈良市高畑町 111番地の 1 財団法人奈良市駐車場公社 理事長 南 田 昭 典	奈良市観光自動車 駐車場使用料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
(平成 16年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 173号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大 川 靖 則

1 許可の年月日及び番号

平成 13年 10月 26日 奈良市指令都整開第 01A - 14号
平成 15年 6月 6日 奈良市指令都整開第 01A - 14- 1号
平成 16年 3月 1日 奈良市指令都整開第 01A - 14- 2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 16年 4月 1日 第 863号
(2) 公共施設 平成 16年 4月 1日 第 365号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三碓町 1321番地の 2、1321番地の 4、1321番地の 9、1321番地の 10、1321番地の 11、1321番地の 96、1321番地の 104、1321番地の 107、1351番地の一部、1352番地、1353番地の 1、1358番地の 2 及び 1358番地の 3 並びに帝塚山中町 1330番地の 2 (2 工区)

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号

丸紅株式会社

代表取締役 中川 敏夫

大阪市北区西天満 3 丁目 14 番 16号

丸紅不動産株式会社

取締役支配人 林 俊彦

5 公共施設の種類の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市三碓町 1321番地の 2 の一部、1321番地の 4 の一部、1351番地の一部及び 1353番地の 1 の一部並びに帝塚山中町 1330番地の 2 の一部

(2) 下水道

奈良市三碓町 1321番地の 2 の一部、1321番地の 4 の一部及び 1353番地の 1 の一部

(3) 防火水槽

奈良市三碓町 1321番地の 4 の一部

(4) 公園

奈良市三碓町 1321番地の 2 の一部及び 1321番地の 4 の一部

(5) 緑地

奈良市三碓町 1321番地の 4 の一部、1321番地の 104 の一部、1352番地の一部及び 1353番地の 1 の一部

(平成 16年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 174号

予防接種法(昭和 23年法律第 68号)第 3条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和 23年政令第 197号)第 4条及び第 5条の規定により、次のとおり公告します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大 川 靖 則

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア ・百日せき ・破傷風 (三種混合)	生後 3月 から生後 90月に至るまでの間にある者	平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで	別紙のとおり
麻しん	生後 12月 から生後 90月に至るまでの間にある者		
風しん	生後 12月 から生後 90月に至るまでの		

	間にある者	
日本脳炎	平成 13年 4月 1日 以前の生れで生後 90月に至るまでの 間にある者	平成 16年 4 月 1日から 同年 7月 31 日まで

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱 (37.5 以上) を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー (即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応) を呈したことが明らかな者
- (4) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

4 料金

- (1) ジフテリア・百日せき・破傷風、麻しん及び風しんは無料
- (2) 日本脳炎は 1 回につき 500円。ただし、予防接種法第 24条ただし書の規定により生活保護世帯からの実費徴収は行わない。
- (3) 予防接種通知書を持参しない者は有料 (全額負担)

5 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成 16年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 175号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令 (昭和 23年政令第 197号) 第 5 条の規定により公告します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 予防接種の対象者の範囲

生後 3 月から生後 90 月に至るまでの間にある者

2 予防接種を行う期日及び場所

別紙のとおり

3 接種不適当者

- (1) 下痢が治癒していない者
- (2) 明らかな発熱 (37.5 以上) を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、

アナフィラキシー (即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応) を呈したことが明らかな者

- (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成 16年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 176号

生活保護法 (昭和 25年法律第 144号) 第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人社団岡田会ならまち訪問看護ステーション	奈良市西九条町二丁目 11- 2	平成 16年 1月 31日
石崎眼科診療所	奈良市東向南町 10	平成 16年 1月 31日
ヒカリ薬局	奈良市西大寺南町 4 - 9 - 103号	平成 16年 2月 29日

(平成 16年 4月 1日 揭示済)

奈良市告示第 177号

生活保護法 (昭和 25年法律第 144号) 第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションならまち	奈良市六条一丁目 3 - 41	平成 16年 2月 1日
石崎眼科診療所	奈良市東向南町 10- 2	平成 16年 2月 1日

かみつじこどもク リニック	奈良市押熊町 547- 1 忍熊ビル 2 F	平成 16年 4 月 12日
ヒカリ薬局	奈良市西大寺南町 2 - 41- 10号	平成 16年 3 月 1日

(平成 16年 4月 1日 掲示済)

奈良市告示第 178号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
有限会社アイコム	奈良市三条町 606- 103	奈良市西大寺芝町 20 48青恵荘 108	奈良市三条町 606- 10 3	平成 15年 12月 1日

(平成 16年 4月 1日 掲示済)

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市告示第 179号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の 種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ヒカリ薬局	奈良市西大寺南町 4 - 9 - 103号	居宅療養管理指導	平成 16年 2月 29日

(平成 16年 4月 1日 掲示済)

のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市告示第 180号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次

指定介護機関		施設又は実施する 事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
みつわ会ケアセンター	奈良市三条本町 111- 3 奈良三条 ハイツ 41号	訪問介護	特定非営利活動 法人みつわ会	奈良市三条本町 111- 3 奈良三条 ハイツ 414	平成 16年 4月 1日
ホームヘルプステーショングットライフ	奈良市神功三丁目 7 - 34	訪問介護	有限会社やまびこ	奈良市神功三丁目 7 - 34	平成 16年 3月 1日
ヒカリ薬局	奈良市西大寺南町 2 - 41- 10号	居宅療養管理指導	有限会社アディティ	天理市長柄町 645	平成 16年 3月 1日
ならまちデイサービスセンター ふれあい	奈良市川之上突抜 町 10- 1	通所介護	株式会社ツクイ	横浜市港南区上大 岡西一丁目 6 - 1 ゆめおおおかオ フィスタワー 16階	平成 16年 3月 15日
有限会社テング ー・ハート	奈良市大宮町一丁 目 5 - 2 - 203	居宅介護支援事業	有限会社テング ー・ハート	奈良市大宮町一 丁目 5 - 2 - 203	平成 16年 3月 24日

(平成 16年 4月 1日 掲示済)

奈良市長 大川 靖 則

奈良市告示第 181号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市井上町 1番地 財団法人ならまち振興財団 理事長 南 田 昭 典	奈良市ならまちセ ンター使用料

奈良市高畑町 1112番地の 1 財団法人奈良市駐車場公社 理事長 南田 昭典	奈良市ならまちセンター内地下駐車場使用料
奈良市三条宮前町 7 番 1 号 財団法人奈良市文化振興センター 理事長 南田 昭典	奈良市西部会館市民ホール使用料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
(平成 16年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 182号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市法蓮町 1530番地 財団法人 奈良市スポーツ振興事業団 理事長 冷水 毅	奈良市鴻ノ池陸上競技場使用料 奈良市中央体育館使用料 奈良市中央第二体育館使用料 奈良市鴻ノ池球場使用料 奈良市緑ヶ丘球場使用料 奈良市鴻ノ池テニスコート使用料 奈良市青山テニスコート使用料 奈良市佐保山テニスコート使用料 奈良市柏木テニスコート使用料 奈良市黒谷テニスコート使用料 奈良市平城第一テニスコート使用料 奈良市平城第二テニスコート使用料 奈良市大亀谷テニスコート使用料 奈良市柏木球技場使用料 奈良市黒谷球技場使用料 奈良市平城第一球技場使用料 奈良市平城第二球技場使用料 奈良市奈良阪球技場使用料

奈良市中ノ川球技場使用料 奈良市登美ヶ丘球技場使用料 奈良市西部生涯スポーツセンター テニスコート使用料 ゲートボール場使用料 球技場使用料 クラブハウス使用料 屋内温水プール使用料 体育館使用料 奈良市南部生涯スポーツセンター 体育館使用料 テニスコート使用料 多目的コート使用料 球技場使用料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
(平成 16年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 183号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市法蓮町 1530番地 財団法人 奈良市武道振興会 理事長 横井 健二	奈良市中央武道場使用料 奈良市中央第二武道場使用料 奈良市弓道場使用料 奈良市鴻ノ池相撲場使用料 奈良市青年の家交楽館使用料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
(平成 16年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 184号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市七条一丁目 8 番 16号 奈良市七条地区自治連合会 会長 吉 沢 榮 敏	奈良市七条コミュニ ティスポーツ会 館使用料
奈良市南紀寺五丁目 2番地 奈良市南紀寺五丁目第 1 自治会 会長 西 岡 利 文	奈良市南紀寺コミュニ ティスポーツ 会館使用料
奈良市朱雀六丁目 8 - 4 平城ニュータウンスポーツ協会 会長 福 井 勝 治	奈良市ならやまコ ミュニティスポ ーツ会館使用料
奈良市邑地町 2677 奈良市邑地町自治会 会長 北 良 夫	奈良市邑地コミュ ニティスポーツ広 場使用料
奈良市古市町 26番地の 3 奈良市東市地区自治連合会 会長 藤 井 久 雄	奈良市東市コミュ ニティスポーツ会 館使用料
奈良市朱雀六丁目 8 - 4 平城ニュータウンスポーツ協会 会長 福 井 勝 治	奈良市高の原コミュ ニティスポーツ 会館使用料
奈良市下狭川町 160番地 奈良市狭川地区自治連合会 会長 中 芳 久	奈良市狭川コミュ ニティスポーツ広 場使用料
奈良市中貫町 100番地 奈良市田原地区自治連合会 会長 大 西 英 征	奈良市田原コミュ ニティスポーツ広 場使用料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
(平成 16年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 185号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大 川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市三条大路一丁目 9 番 10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協 議会 副会長 松 田 憲 二	奈良市ならやま屋 内温水プール使用 料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
(平成 16年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 186号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、

同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大 川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市高畑町 1116番地の 6 社団法人 奈良県獣医師会 会長 宗 武 司	狂犬病予防注射済 票交付手数料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
(平成 16年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 187号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45年法律第 137号)第 6条第 1項の規定により、平成 16年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 48年奈良市条例第 35号)第 7条第 1項の規定により、次のとおり告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大 川 靖 則

平成 16年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の発生状況

- (1) 処理計画の範囲 奈良市全域
- (2) 一般廃棄物の発生量(推計)

(単位: t)

種 類	発 生 量
燃 や せ る ご み	106,394
燃 や せ な い ご み	13,528
大 型 ご み	4,446
有 害 ご み	5
再 生 資 源	49,345
計	173,718
収集前の減量化・資源化量 (生ごみ堆肥化、古紙回収等)	42,680
収 集 運 搬 量(処理量)	131,038
収集運搬後の資源化量 (回収金属等)	13,187

動 物 の 死 体	2,400体
-----------	--------

し 尿	13,140kL
浄 化 槽 汚 泥	17,885kL
計	31,025kL

2 一般廃棄物の処理方法及びその主体 家庭から排出される一般廃棄物		市民の協力義務等		
種 類	収集・運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	
燃やせるごみ(台所ごみ・木くず・再生の効かない紙くず等)	週2回収集 (市・委託)	焼却処理(市)	埋立処分(市・委託)	(1) 燃やせるごみ・燃やせないごみ等に分別し、各別の容器(袋を含む)に収納して、決められた日時・場所に持ち出すこと。
燃やせないごみ(ガラス類・陶器類・金属類等)	月1回収集 (市・委託)	破砕処理(市)	破砕処理後、可燃不燃物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化(市・委託)	(2) 廃棄物が飛散し、流失し、又は悪臭が発散しないようにするとともに、その容器(袋を含む)を常に清潔にし、又は処理を著しく困難にし、処理施設の機能に支障が生ずる物を排出しないこと。
大型ごみ(家具類・寝具類・電化製品等) 特定家庭用機器等を除く	電話等申し込みによる 収集(市・委託)	破砕処理(市)	破砕処理後、可燃不燃物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化(市・委託)	(3) 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力すること。
有害ごみ(水銀体温計・廃蛍光灯管・使用済み乾電池等)	大型ごみの収集の際に 収集(市・委託)	ドラム缶詰(市)	専門業者へ処分委託(委託)	(4) 家庭から排出される古紙類、布類、空き缶、ガラスびん、その他プラスチック、発泡スチロール食品トレー、ペットボトル、飲料用紙パックの資源化及び再利用可能な物は再利用に努めること。
その他プラスチック	毎週水曜日収集 (市・委託)	選別・梱包(委託)	指定法人へ処分委託(委託)	(5) 空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、その他プラスチック、発泡スチロール食品トレー等の資源化の際は、資源化不適物等の異物を混入しないこと。
ガラスびん	月1回収集 (市・委託)	選別・保管(委託)	資源回収業者・専門業者へ売却(委託)	(6) 商品を選択する際には、当該商品の内容及び容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めること。
ペットボトル		選別・圧縮(委託)		
発泡スチロール食品トレー	公民館を拠点に収集 (委託)	選別・保管(委託)		(7) その他プラスチックは、ダイオキシン削減対策及び再資源化を目的とするため、燃やせるごみ、燃やせないごみに混入しないよう分別に努めること。
飲料用紙パック	月1回収集 (市・委託)	選別・保管(市)		
空き缶		選別・圧縮(委託)		

事業活動に伴って排出される一般廃棄物				
種 類	回収運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	事業者の協力義務等
燃やせるごみ	事業者自らの責任で行うもののほか、市の許可する一般廃棄物収集運搬業者へ依頼（排出者・一般廃棄物収集運搬業者）	焼却処理・破砕処理及び選別保管（市・委託）	事業者自らの責任で行うものほかは、埋立処分または専門業者、資源回収業者へ処分委託（市・委託）	(1) 事業者は、物の製造、加工、販売等の際に、長期使用の可能な製品の開発等をする事、容器等の過剰な使用の抑制等を図ることにより、廃棄物の発生を抑制するように努めること。 (2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、再生利用等を行いその減量に努め、又、製造・販売する製品・容器等が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないよう技術開発に努めること。 (3) 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を市が設置する処理施設へ搬入する際は、市長の承認を受けるとともに処分しやすいように大別し、かつ、焼却、圧縮、破砕等の前処理に努めること。 (4) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力すること。 (5) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる事業者は、一般廃棄物の減量に関する計画書を毎年1回市長に提出すること。 (6) 事業者は許可業者に収集運搬を委託する場合同じくも分別排出を基本とする契約をすること。
再生資源				
肉骨粉	土、日、祝日を除く毎日（委託）	焼却処理（委託）	埋立処分（委託）	
動物の死体				
種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民の協力義務等
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、申し出により収集（排出者・市）	焼却処理（市）	埋立処分（市）	自らの責任で処理できない時は、遅滞なく市長に申し出てその指示に従わなければならない。
し尿及び浄化槽汚泥				
種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民事業者の協力義務等
し尿	おおむね月1回収集（委託）	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化（焼却）	埋立処分（委託） 堆肥化（委託）	(1) し尿の収集開始・廃止・変更の届出は必ず行うこと。 (2) 便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。
浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者が浄化槽清掃の際に収集（一般廃棄物収集運搬業者）			浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。

(5) 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の指定

- 1 紙くず
- 2 木くず
- 3 繊維くず
- 4 下水道汚泥

3 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

- 1 ごみの排出抑制・再資源化計画
 - ア 排出抑制及び資源化の方法

区分	取り組み	具体的な内容
キャンペーン・イベント等	ならリサイクルフェスタ実行委員会	行政と市民団体によりリサイクルフェスタの運営組織をつくり、活動を展開する。
	ごみゼロフェスタ(春) 環境フェスティバル(秋)	ごみ問題に対する市民意識の高揚と市民全体のごみ減量実践活動として環境清美センターにて毎年春と秋に開催する。
	ごみ減量・リサイクル実践優良団体等表彰制度(地球環境賞)	民間主導型でのごみ減量・リサイクル実践活動の拡大を図るため、市内で実践活動に取り組み、成果をあげている団体や事業所を顕彰する。
	ごみ減量化等啓発作品の募集	廃棄物問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発ポスターを募集し表彰する。
印刷媒体等による啓発	奈良市のごみの分け方と出し方	ごみの処理と分別・リサイクルについて記載したチラシ(英語版・中国語版・韓国語版も有り)を作成する。
	ごみ・再生資源収集カレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市のごみ事典	ごみ種類別の分別基準・排出先・ルール的事典を作成する。

家庭から排出される一般廃棄物 再生資源回収	ごみの出し方Q & A	ごみの分別やリサイクルの取り組み等のパンフレットを転入時に市民課窓口等で配布する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを制作し、見学会、学習会等で活用する。
	くらしとごみ	小学校4年生を対象にした、社会科学習用副読本を制作し、市内の小学校4年生の生徒全員に配布する。
	ごみ懇談会	ごみ減量・リサイクル学習会の参加者(OB)が中心になり、ごみ減量などを考え、行動するための組織をつくり、活動を展開する。
	ごみ減量・リサイクル学習会	リサイクル実践活動のリーダーとなる人を対象とした学習会を開催する。
	小・中学校での空き缶回収	小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。
	全市での再生資源分別収集	その他プラスチック：週1回。ガラスびん、空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック：月1回収集する。
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所において、空き缶・発泡スチロール食品トレイ・ペットボトル・飲料用紙パックの拠点回収を実施する。
	新聞・雑誌・ダンボール・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。

その他	資源回収作業所での家具・家電製品等の再生	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具・家電製品等を再生する。	排出される一般廃棄物 その他		を生ごみと混合し、汚泥発酵肥料(畑楽)を製作する。																							
	粗大ごみ処理施設等での金属類回収	粗大ごみ処理施設で鉄・アルミ等を回収し資源化する。		事業所学習会	多量排出事業所を対象に、ごみ処理の現状や実践活動について学習会を行う。																							
	乾電池・蛍光灯等	環境清美工場へ搬入された乾電池・蛍光灯等を資源化する。		ガラスびん等有効利用	事業系ガラスびんを使用し、インターロッキングブロックを製作する。																							
	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器・EMばかし専用容器)及び電気式生ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。		事業系指定ごみ袋モデル事業	事業系ごみの指定袋制度等の方策を検討し、監視・指導の確実性を高める。																							
				多量排出事業所への減量指導	多量排出事業所に対し、減量計画書の記載事項を踏まえた立ち入り指導を行う。																							
			イ 収集前の資源化量																									
	その他	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生及び団体を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を啓発する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区 分</th> <th>資源化量(単位t/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家処理</td> <td>生ごみ堆肥化</td> <td>2,194</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">再資源化</td> <td>集団回収・資源回収作業所</td> <td>21,962</td> </tr> <tr> <td>剪定枝等のグリーンコンポスト化</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>店頭回収及び発生抑制</td> <td>998</td> </tr> <tr> <td>事業所減量計画</td> <td>17,269</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>42,680</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	資源化量(単位t/年)	自家処理	生ごみ堆肥化	2,194	再資源化	集団回収・資源回収作業所	21,962	剪定枝等のグリーンコンポスト化	257	店頭回収及び発生抑制	998	事業所減量計画	17,269	合 計		42,680				
			区 分	資源化量(単位t/年)																								
		自家処理	生ごみ堆肥化	2,194																								
		再資源化	集団回収・資源回収作業所	21,962																								
剪定枝等のグリーンコンポスト化			257																									
店頭回収及び発生抑制	998																											
事業所減量計画	17,269																											
合 計		42,680																										
ガス抜き器具配布	スプレー缶による事故の未然防止の為希望者にガス抜き器具を配布する。	ウ 収集後の資源化量																										
レジ袋の減量	市内のスーパー等レジ袋を大量に配布する事業所及び市民にマイバッグ運動を推進する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>資源化量(単位t/年)</th> <th>区 分</th> <th>資源化量(単位t/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空き缶</td> <td>)</td> <td>飲料用紙パック</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>ガラスびん</td> <td>1,005</td> <td>発泡スチロール食品トレー</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>2,551</td> <td>乾電池・蛍光灯</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他プラスチック</td> <td>375</td> <td>施設での回収金属類等</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,057</td> <td>合 計</td> <td>3,068</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	資源化量(単位t/年)	区 分	資源化量(単位t/年)	空き缶)	飲料用紙パック)	ガラスびん	1,005	発泡スチロール食品トレー	121	ペットボトル	2,551	乾電池・蛍光灯	5	その他プラスチック	375	施設での回収金属類等	5		6,057	合 計	3,068
区 分	資源化量(単位t/年)	区 分	資源化量(単位t/年)																									
空き缶)	飲料用紙パック)																									
ガラスびん	1,005	発泡スチロール食品トレー	121																									
ペットボトル	2,551	乾電池・蛍光灯	5																									
その他プラスチック	375	施設での回収金属類等	5																									
	6,057	合 計	3,068																									
事業活動に伴って	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努める。	2 収集・運搬計画 区域 奈良市全域(377,200人)																									
	汚泥発酵肥料(畑楽)の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥	ア 収集運搬する廃棄物の量(推計) (単位:t)																									
				種 類	市収集	許可業	一般持	計																				

	直営	委託	者	込	
燃やせるごみ	51,581	4,894	40,160	5,218	101,853
燃やせないごみ	4,410	840	2,943	5,335	13,528
大型ごみ	4,189	257			4,446
有害ごみ	4	1			5
その他プラスチック	5,684	373			6,057
再生資源	3,734	323			4,057
肉骨粉		1,092			1,092
計	69,602	7,780	43,103	10,553	131,038
動物の死体(体)	2,200			200	2,400

イ 収集運搬の主体

区分	種類	市	(株)清美公社	許可業者	民間委託
家庭系	ごみ				
	資源				
事業系	ごみ				
	資源				
	肉骨粉				

許可業者は奈良市一般廃棄物(ごみ)の処理業の許可指針に掲げる業者とする。

ウ 収集の方法

市が行う定期収集のものについては、ステーション方式及び各戸収集によるものとし、今後も引き続きステーション方式の推進を図る。

3 中間処理計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物(推計)を中間処理する。

ア 焼却施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地				
名称	奈良市環境清美工場				
形式	全連続燃焼式				
処理能力	480t / 24H				
操業形態	直営				
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ及び動物の死体				
処理量	燃やせるごみ	101,853t			
	破碎可燃ごみ	9,461t			
	合計	111,314t			
	動物の死体	2,400t			
残渣量	17,810t				
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場				

イ 破碎施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地
名称	粗大ごみ処理施設
形式	横軸スイングハンマー
処理能力	100t / 5 H
操業形態	直営
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ及び大型ごみ
処理量	15,768t
残渣量	3,154t
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場

ウ 空き缶資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目28番地
名称	空き缶選別作業所
形式	機械選別及び圧縮
処理能力	9.2t / 5 H
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	空き缶
処理量	1,005t

エ ペットボトル資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目28番地
名称	ペットボトル圧縮梱包作業所
形式	圧縮及び梱包
処理能力	2 t / 5 H
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル
処理量	375t

オ 肉骨粉リサイクル施設

所在地	京都府船井郡園部町高屋西谷1番地
名称	カンポリサイクルプラザ株式会社
形式	全連続燃焼式
処理能力	140t / 24H
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	肉骨粉
処理量	1,092t

カ 有害ごみ資源化施設

所在地	北海道常呂郡留辺茂町字富士見217-1
名称	野村興産株式会社
処理方法	焙焼処理・水銀回収等
処理能力	60t / 日
操業形態	委託

処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等
処理量	5 t

4 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物（推計）を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場
第 2 工区)

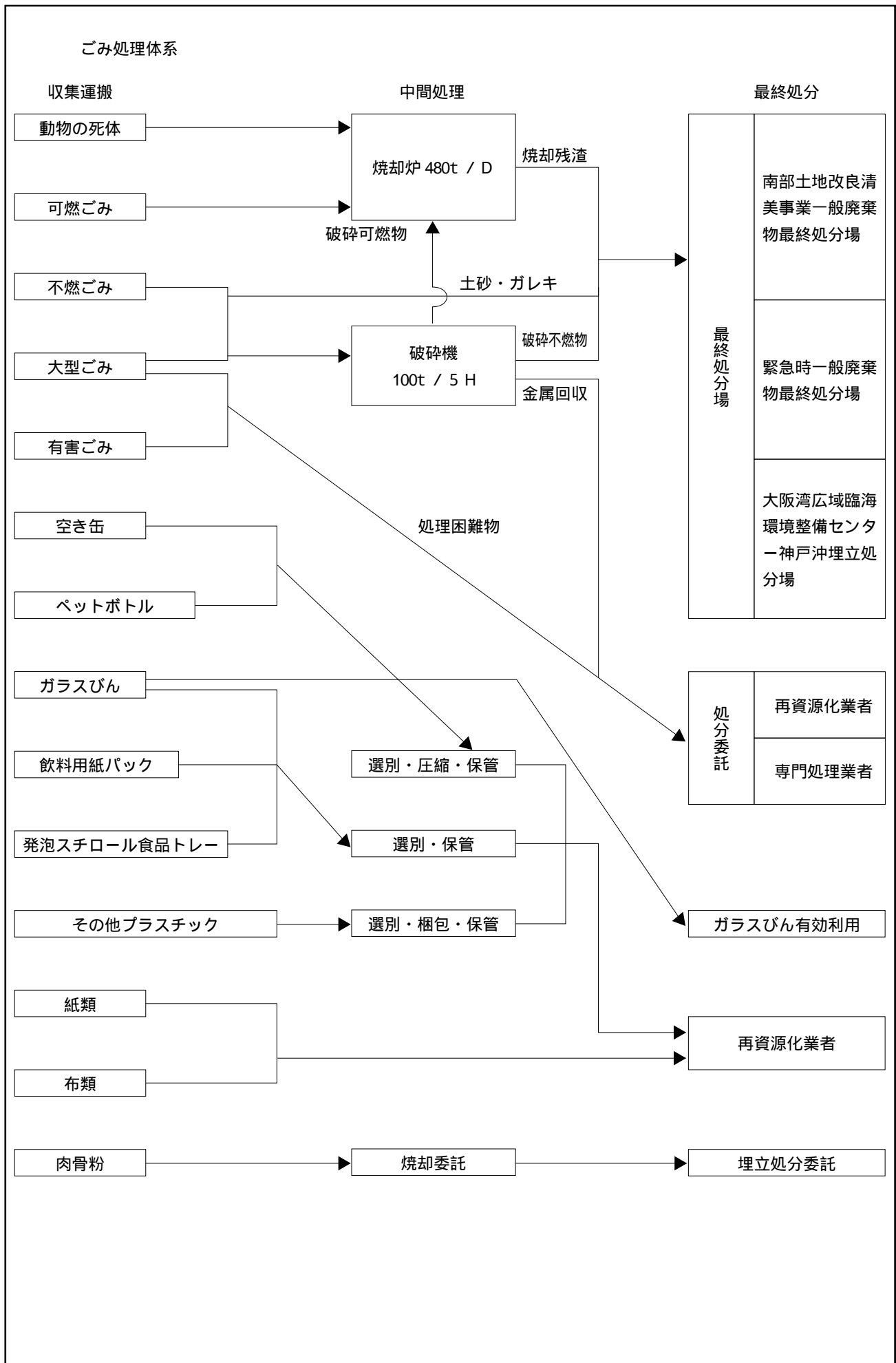
所在地	奈良市米谷町 185番地 他
敷地面積	82,920㎡
埋立面積	59,000㎡
埋立容量	819,610㎥
残余埋立容量	765,283㎥
操業形態	直営
埋立対象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処分量	14,012t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町字道幸坊谷 132番地 他
敷地面積	46,611㎡
埋立面積	27,400㎡
埋立容量	264,430㎥
残余埋立容量	30,150㎥
操業形態	直営
埋立対象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処分量	6,558t

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

所在地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋立容量	1,500万㎥
埋立対象	焼却灰
処分量	2,600t
埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター神戸基地に搬入



6 その他

ア 市が収集しない一般廃棄物

区分	品目	処理方法
排出禁止物	(ア) 有害な物（薬品類、農薬、劇薬等） (イ) 危険性のある物（自動車用バッテリー、消火器等） (ウ) 引火性のある物（ガソリン、灯油、プロパンガス等） (エ) ニカド、リチウム、ボタン電池 (オ) 特別管理一般廃棄物に指定されている物（PCB含有物、感染性廃棄物） (カ) その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物（農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ等）	排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引取りを依頼すること
	(キ) 資源の有効な利用の促進に関する法律第二条第十二項に定めるパーソナルコンピューター	排出者自らが製造業者等に処分を依頼し資源化を図ること
特定家庭用機器等	テレビジョン受信機・電気冷蔵庫・電気洗濯機・エアコンディショナー・電気冷凍庫	購入した小売店、又は買い換えの場合購入する小売業者へ引取りを依頼するか、若しくは自ら指定引取り場所へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図ること
	排出禁止物(キ)以外のパーソナルコンピューター	排出者自らが市の施設に自己搬入すること
一時多量ごみ	引越し等、臨時に出る多量ごみ	市の施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼すること

(2) し尿・汚泥（汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥をいう）処理実施計画

1 収集運搬計画（推計）

ア し尿

おおむね月 1 回、市の委託した業者により収集する。

汲み取り戸数 7,609戸
汲み取り人口 11,857人
計画収集量 13,140kl

イ 浄化槽汚泥

排出者の申し込みにより、市の許可した業者により随時収集する。

浄化槽設置基数 13,444基
浄化槽人口 62,40人
計画収集量 17,885kl

2 中間処理計画（処理量及び残渣量は推計）

奈良市衛生浄化センター

所在地	奈良市大安寺西二丁目 28番地	
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化（焼却）	
処理能力	90kl / 日	生ごみ 3.4t / 日
操業形態	委 託	
処理する廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥及び生ごみ	
処理量	し尿	13,140kl
	浄化槽汚泥	17,885kl
	合計	31,025kl
	生ごみ	73t
残渣量	250t	
堆肥化	292t	
残渣処分先	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場	

3 最終処分計画（処分量は推計）

大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

所在地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋立容量	1,500万 ³ m
埋立対象	焼却灰
処分量	250t
埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター神戸基地に搬入した後、同センターにより埋立処分される。

4 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市広報誌「しみんだより」に掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業所への啓発活動を行う。

（平成 16年 4月 1日掲示済）

奈良市告示第 188号

地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、

同条第 2 項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市大安寺西三丁目 10番 2号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 林 俊 一	奈良市一般廃棄物 処理手数料(し尿)

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで

(平成 16年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 189号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 10条の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	西部第 59号線	押熊町 202番 104地先から	押熊町 202番 134地先まで	L = 699.2 W= 6.3~ 10.3
2	西部第 429号線	学園南三丁目 1019番地先から	学園大和町一丁目 95番 1 地先まで	L = 1000.8 W= 4.1~ 14.8

(平成 16年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 190号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 8 条の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	南部第 665号線	神殿町 154番 3 地先から	神殿町 220番 42地先まで	L = 485.6 W = 6.0~ 8.7
2	南部第 666号線	神殿町 243番 2 地先から	神殿町 220番 99地先まで	L = 168.0 W = 6.0
3	南部第 667号線	神殿町 234番 22地先から	神殿町 220番 82地先まで	L = 174.5 W = 6.0
4	南部第 668号線	神殿町 234番 14地先から	神殿町 220番 69地先まで	L = 187.6 W = 6.0
5	南部第 669号線	神殿町 234番 25地先から	神殿町 220番 18地先まで	L = 179.8 W = 6.0
6	南部第 670号線	神殿町 220番 26地先から	神殿町 220番 5 地先まで	L = 84.5 W = 6.0
7	南部第 671号線	神殿町 220番 54地先から	神殿町 220番 63地先まで	L = 58.6 W = 6.0
8	南部第 672号線	南京終町 77番 2 地先から	神殿町 73番 5 地先まで	L = 134.8 W = 6.2
9	南部第 673号線	柏木町 490番 12地先から	柏木町 489番 2 地先まで	L = 120.0 W = 5.0
10	北部第 706号線	南京終町 65番地先から	南京終町 65番 3 地先まで	L = 42.5 W = 6.0~ 7.0
11	北部第 707号線	青山四丁目 3 番 2 地先から	青山四丁目 1 番 8 地先まで	L = 304.0 W = 6.2
12	北部第 708号線	青山四丁目 1 番 1地先から	青山四丁目 1 番 15地先まで	L = 55.8 W = 6.2
13	北部第 709号線	青山四丁目 1 番 1 地先から	青山四丁目 1 番 2地先まで	L = 14.2 W = 4.0

14	北部第 710号線	青山四丁目 1 番 25地先から	青山四丁目 1 番 26地先まで	L = 9.2 W = 4.0
15	中部第 1403号線	左京四丁目 4 番 7 地先から	左京四丁目 4 番 42地先まで	L = 269.2 W = 6.0
16	中部第 1404号線	左京四丁目 4 番 4地先から	左京四丁目 4 番 37地先まで	L = 97.4 W = 6.0
17	中部第 1405号線	左京四丁目 4 番 50地先から	左京四丁目 4 番 28地先まで	L = 30.0 W = 6.0
18	中部第 1406号線	左京四丁目 4 番 16地先から	左京四丁目 4 番 1地先まで	L = 16.2 W = 4.0
19	中部第 1407号線	左京四丁目 4 番 10地先から	左京四丁目 4 番 1地先まで	L = 18.2 W = 4.0
20	中部第 1408号線	敷島町一丁目 543番 48地先から	敷島町一丁目 543番 48地先まで	L = 212.0 W = 6.0
21	中部第 1409号線	平松一丁目 790番 3 地先から	平松一丁目 803番 1 地先まで	L = 125.0 W = 4.2~ 6.0
22	中部第 1410号線	五条西一丁目 1209番 1 地先から	五条西一丁目 1202番 44地先まで	L = 331.0 W = 4.2~ 5.0
23	中部第 1411号線	六条一丁目 849番 5 地先から	六条一丁目 992番 2 地先まで	L = 140.0 W = 4.0~ 8.0
24	中部第 1412号線	押熊町 1409番 14地先から	押熊町 1409番 16地先まで	L = 73.5 W = 6.2
25	中部第 1413号線	押熊町 2049番 28地先から	押熊町 2049番 26地先まで	L = 103.0 W = 6.0
26	中部第 1414号線	押熊町 2047番 25地先から	押熊町 2049番 40地先まで	L = 79.7 W = 6.0~ 8.0
27	中部第 1415号線	押熊町 2049番 19地先から	押熊町 2049番 16地先まで	L = 13.9 W = 6.0~ 8.0
28	中部第 1416号線	押熊町 65番 5 地先から	押熊町 65番 9 地先まで	L = 286.6 W = 6.0~ 8.0
29	中部第 1417号線	押熊町 702番 2 地先から	押熊町 65番 26地先まで	L = 177.7 W = 6.0
30	西部第 59号線	押熊町 2020番 104地先から	押熊町 1409番 1 地先まで	L = 969.9 W = 6.2~ 10.3
31	西部第 429号線	学園南三丁目 106番 1 地先から	学園大和町一丁目 95番 1 地先まで	L = 943.3 W = 4.1~ 14.8
32	西部第 1208号線	三松四丁目 500番地先から	三松四丁目 502番地先まで	L = 171.1 W = 6.0~ 8.0
33	西部第 1209号線	三松四丁目 502番地先から	三松四丁目 500番地先まで	L = 109.4 W = 6.0
34	西部第 1210号線	富雄川西二丁目 170番 2 地先から	富雄川西二丁目 112番地先まで	L = 724.3 W = 6.0~ 10.0
35	西部第 1211号線	富雄川西二丁目 1098番地先から	富雄川西二丁目 109番地先まで	L = 351.7 W = 6.0~ 8.0
36	西部第 1212号線	富雄川西二丁目 1024番地先から	富雄川西二丁目 1029番地先まで	L = 216.7 W = 6.0
37	西部第 1213号線	富雄川西二丁目 116番地先から	富雄川西二丁目 100番地先まで	L = 93.7 W = 6.0
38	西部第 1214号線	富雄川西二丁目 1058番地先から	富雄川西二丁目 1065番地先まで	L = 39.0 W = 6.0

39	西部第 1215号線	富雄川西二丁目 118番地先から	富雄川西二丁目 111番地先まで	L = 30.7 W = 4.0
40	西部第 1216号線	富雄川西二丁目 119番地先から	富雄川西二丁目 118番地先まで	L = 24.3 W = 4.0
41	西部第 1217号線	富雄川西二丁目 102番地先から	富雄川西二丁目 102番地先まで	L = 17.7 W = 6.0
42	西部第 1218号線	学園中五丁目 70番 4地先から	学園中五丁目 70番 1地先まで	L = 89.0 W = 4.0~ 4.4
43	西部第 1219号線	百楽園四丁目 285番 5地先から	百楽園四丁目 440番 13地先まで	L = 297.2 W = 6.2
44	西部第 1220号線	百楽園四丁目 275番 1地先から	百楽園四丁目 290番 1地先まで	L = 51.5 W = 4.2~ 4.3
45	西部第 1221号線	中登美ヶ丘二丁目 198番 9地先から	中登美ヶ丘二丁目 198番 10地先まで	L = 151.0 W = 4.0~ 4.8
46	西部第 1222号線	帝塚山中町 132番 3地先から	帝塚山中町 132番 10地先まで	L = 223.8 W = 6.0

(平成 16年 4月 1日 掲示済)

奈良市告示第 191号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 18条第 1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から 1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	南部第 665号線	神殿町 15番 3地先から	神殿町 220番 42地先まで	L = 485.6 W = 6.0~ 8.7
2	南部第 666号線	神殿町 243番 2地先から	神殿町 220番 99地先まで	L = 168.0 W = 6.0
3	南部第 667号線	神殿町 234番 22地先から	神殿町 220番 82地先まで	L = 174.5 W = 6.0
4	南部第 668号線	神殿町 234番 14地先から	神殿町 220番 69地先まで	L = 187.6 W = 6.0
5	南部第 669号線	神殿町 234番 25地先から	神殿町 220番 18地先まで	L = 179.8 W = 6.0
6	南部第 670号線	神殿町 220番 26地先から	神殿町 220番 5地先まで	L = 84.5 W = 6.0
7	南部第 671号線	神殿町 220番 54地先から	神殿町 220番 63地先まで	L = 58.6 W = 6.0
8	南部第 672号線	南京終町 770番 2地先から	神殿町 73番 5地先まで	L = 134.8 W = 6.2
9	南部第 673号線	柏木町 490番 12地先から	柏木町 480番 2地先まで	L = 120.0 W = 5.0
10	北部第 706号線	南京終町 65番地先から	南京終町 65番 3地先まで	L = 42.5 W = 6.0~ 7.0
11	北部第 707号線	青山四丁目 3番 2地先から	青山四丁目 1番 8地先まで	L = 304.0 W = 6.2
12	北部第 708号線	青山四丁目 1番 1地先から	青山四丁目 1番 15地先まで	L = 55.8 W = 6.2
13	北部第 709号線	青山四丁目 1番 1地先から	青山四丁目 1番 2地先まで	L = 14.2 W = 4.0

14	北部第 710号線	青山四丁目 1 番 25地先から	青山四丁目 1 番 26地先まで	L = 9.2 W = 4.0
15	中部第 1403号線	左京四丁目 4 番 7 地先から	左京四丁目 4 番 42地先まで	L = 269.2 W = 6.0
16	中部第 1404号線	左京四丁目 4 番 4地先から	左京四丁目 4 番 37地先まで	L = 97.4 W = 6.0
17	中部第 1405号線	左京四丁目 4 番 50地先から	左京四丁目 4 番 28地先まで	L = 30.0 W = 6.0
18	中部第 1406号線	左京四丁目 4 番 16地先から	左京四丁目 4 番 1地先まで	L = 16.2 W = 4.0
19	中部第 1407号線	左京四丁目 4 番 10地先から	左京四丁目 4 番 1地先まで	L = 18.2 W = 4.0
20	中部第 1408号線	敷島町一丁目 543番 48地先から	敷島町一丁目 543番 48地先まで	L = 212.0 W = 6.0
21	中部第 1409号線	平松一丁目 790番 3 地先から	平松一丁目 803番 1 地先まで	L = 125.0 W = 4.2~ 6.0
22	中部第 1410号線	五条西一丁目 1209番 1 地先から	五条西一丁目 1202番 44地先まで	L = 331.0 W = 4.2~ 5.0
23	中部第 1411号線	六条一丁目 849番 5 地先から	六条一丁目 992番 2 地先まで	L = 140.0 W = 4.0~ 8.0
24	中部第 1412号線	押熊町 1409番 14地先から	押熊町 1409番 16地先まで	L = 73.5 W = 6.2
25	中部第 1413号線	押熊町 2049番 28地先から	押熊町 2049番 26地先まで	L = 103.0 W = 6.0
26	中部第 1414号線	押熊町 2047番 25地先から	押熊町 2049番 40地先まで	L = 79.7 W = 6.0~ 8.0
27	中部第 1415号線	押熊町 2049番 19地先から	押熊町 2049番 16地先まで	L = 13.9 W = 6.0~ 8.0
28	中部第 1416号線	押熊町 65番 5 地先から	押熊町 65番 9 地先まで	L = 286.6 W = 6.0~ 8.0
29	中部第 1417号線	押熊町 702番 2 地先から	押熊町 65番 26地先まで	L = 177.7 W = 6.0
30	西部第 59号線	押熊町 2020番 104地先から	押熊町 1409番 1 地先まで	L = 969.9 W = 6.2~ 10.3
31	西部第 429号線	学園南三丁目 106番 1 地先から	学園大和町一丁目 95番 1 地先まで	L = 943.3 W = 4.1~ 14.8
32	西部第 1208号線	三松四丁目 500番地先から	三松四丁目 502番地先まで	L = 171.1 W = 6.0~ 8.0
33	西部第 1209号線	三松四丁目 502番地先から	三松四丁目 500番地先まで	L = 109.4 W = 6.0
34	西部第 1210号線	富雄川西二丁目 170番 2 地先から	富雄川西二丁目 112番地先まで	L = 724.3 W = 6.0~ 10.0
35	西部第 1211号線	富雄川西二丁目 1098番地先から	富雄川西二丁目 109番地先まで	L = 351.7 W = 6.0~ 8.0
36	西部第 1212号線	富雄川西二丁目 1024番地先から	富雄川西二丁目 102番地先まで	L = 216.7 W = 6.0
37	西部第 1213号線	富雄川西二丁目 116番地先から	富雄川西二丁目 100番地先まで	L = 93.7 W = 6.0
38	西部第 1214号線	富雄川西二丁目 1058番地先から	富雄川西二丁目 106番地先まで	L = 39.0 W = 6.0

39	西部第 1215号線	富雄川西二丁目 118番地先から	富雄川西二丁目 111番地先まで	L = 30.7 W = 4.0
40	西部第 1216号線	富雄川西二丁目 119番地先から	富雄川西二丁目 118番地先まで	L = 24.3 W = 4.0
41	西部第 1217号線	富雄川西二丁目 102番地先から	富雄川西二丁目 102番地先まで	L = 17.7 W = 6.0
42	西部第 1218号線	学園中五丁目 70番 4地先から	学園中五丁目 70番 1地先まで	L = 89.0 W = 4.0~ 4.4
43	西部第 1219号線	百楽園四丁目 285番 5地先から	百楽園四丁目 440番 13地先まで	L = 297.2 W = 6.2
44	西部第 1220号線	百楽園四丁目 275番 1地先から	百楽園四丁目 290番 1地先まで	L = 51.5 W = 4.2~ 4.3
45	西部第 1221号線	中登美ヶ丘二丁目 198番 9地先から	中登美ヶ丘二丁目 198番 10地先まで	L = 151.0 W = 4.0~ 4.8
46	西部第 1222号線	帝塚山中町 132番 3地先から	帝塚山中町 132番 10地先まで	L = 223.8 W = 6.0

(平成 16年 4月 1日 掲示済)

奈良市告示第 192号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 18条第 2項の規定に基づき、平成 16年 4月 1日から次のように道路の供用

を開始します。

その関係図書は、公示の日から 1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	南部第 665号線	神殿町 15番 3地先から	神殿町 220番 42地先まで	L = 485.6 W = 6.0~ 8.7
2	南部第 666号線	神殿町 243番 2地先から	神殿町 220番 99地先まで	L = 168.0 W = 6.0
3	南部第 667号線	神殿町 23番 22地先から	神殿町 220番 82地先まで	L = 174.5 W = 6.0
4	南部第 668号線	神殿町 23番 14地先から	神殿町 220番 69地先まで	L = 187.6 W = 6.0
5	南部第 669号線	神殿町 23番 25地先から	神殿町 220番 18地先まで	L = 179.8 W = 6.0
6	南部第 670号線	神殿町 220番 26地先から	神殿町 220番 5地先まで	L = 84.5 W = 6.0
7	南部第 671号線	神殿町 220番 54地先から	神殿町 220番 63地先まで	L = 58.6 W = 6.0
8	南部第 672号線	南京終町 77番 2地先から	神殿町 73番 5地先まで	L = 134.8 W = 6.2
9	南部第 673号線	柏木町 490番 12地先から	柏木町 480番 2地先まで	L = 120.0 W = 5.0
10	北部第 706号線	南京終町 65番地先から	南京終町 65番 3地先まで	L = 42.5 W = 6.0~ 7.0
11	北部第 707号線	青山四丁目 3番 2地先から	青山四丁目 1番 8地先まで	L = 304.0 W = 6.2
12	北部第 708号線	青山四丁目 1番 1地先から	青山四丁目 1番 15地先まで	L = 55.8 W = 6.2
13	北部第 709号線	青山四丁目 1番 1地先から	青山四丁目 1番 2地先まで	L = 14.2 W = 4.0

14	北部第 710号線	青山四丁目 1 番 25地先から	青山四丁目 1 番 26地先まで	L = 9.2 W = 4.0
15	中部第 1403号線	左京四丁目 4 番 7 地先から	左京四丁目 4 番 42地先まで	L = 269.2 W = 6.0
16	中部第 1404号線	左京四丁目 4 番 4地先から	左京四丁目 4 番 37地先まで	L = 97.4 W = 6.0
17	中部第 1405号線	左京四丁目 4 番 50地先から	左京四丁目 4 番 28地先まで	L = 30.0 W = 6.0
18	中部第 1406号線	左京四丁目 4 番 16地先から	左京四丁目 4 番 1地先まで	L = 16.2 W = 4.0
19	中部第 1407号線	左京四丁目 4 番 10地先から	左京四丁目 4 番 1地先まで	L = 18.2 W = 4.0
20	中部第 1408号線	敷島町一丁目 543番 48地先から	敷島町一丁目 543番 48地先まで	L = 212.0 W = 6.0
21	中部第 1409号線	平松一丁目 790番 3 地先から	平松一丁目 803番 1 地先まで	L = 125.0 W = 4.2~ 6.0
22	中部第 1410号線	五条西一丁目 1209番 1 地先から	五条西一丁目 1202番 44地先まで	L = 331.0 W = 4.2~ 5.0
23	中部第 1411号線	六条一丁目 849番 5 地先から	六条一丁目 992番 2 地先まで	L = 140.0 W = 4.0~ 8.0
24	中部第 1412号線	押熊町 1409番 14地先から	押熊町 1409番 16地先まで	L = 73.5 W = 6.2
25	中部第 1413号線	押熊町 2049番 28地先から	押熊町 2049番 26地先まで	L = 103.0 W = 6.0
26	中部第 1414号線	押熊町 2047番 25地先から	押熊町 2049番 40地先まで	L = 79.7 W = 6.0~ 8.0
27	中部第 1415号線	押熊町 2049番 19地先から	押熊町 2049番 16地先まで	L = 13.9 W = 6.0~ 8.0
28	中部第 1416号線	押熊町 65番 5 地先から	押熊町 65番 9 地先まで	L = 286.6 W = 6.0~ 8.0
29	中部第 1417号線	押熊町 702番 2 地先から	押熊町 65番 26地先まで	L = 177.7 W = 6.0
30	西部第 59号線	押熊町 2020番 104地先から	押熊町 1409番 1 地先まで	L = 969.9 W = 6.2~ 10.3
31	西部第 429号線	学園南三丁目 106番 1 地先から	学園大和町一丁目 95番 1 地先まで	L = 943.3 W = 4.1~ 14.8
32	西部第 1208号線	三松四丁目 500番地先から	三松四丁目 502番地先まで	L = 171.1 W = 6.0~ 8.0
33	西部第 1209号線	三松四丁目 502番地先から	三松四丁目 500番地先まで	L = 109.4 W = 6.0
34	西部第 1210号線	富雄川西二丁目 170番 2 地先から	富雄川西二丁目 112番地先まで	L = 724.3 W = 6.0~ 10.0
35	西部第 1211号線	富雄川西二丁目 1098番地先から	富雄川西二丁目 109番地先まで	L = 351.7 W = 6.0~ 8.0
36	西部第 1212号線	富雄川西二丁目 1024番地先から	富雄川西二丁目 102番地先まで	L = 216.7 W = 6.0
37	西部第 1213号線	富雄川西二丁目 116番地先から	富雄川西二丁目 100番地先まで	L = 93.7 W = 6.0
38	西部第 1214号線	富雄川西二丁目 1058番地先から	富雄川西二丁目 106番地先まで	L = 39.0 W = 6.0

39	西部第 1215号線	富雄川西二丁目 118番地先から	富雄川西二丁目 111番地先まで	L = 30.7 W = 4.0
40	西部第 1216号線	富雄川西二丁目 119番地先から	富雄川西二丁目 118番地先まで	L = 24.3 W = 4.0
41	西部第 1217号線	富雄川西二丁目 102番地先から	富雄川西二丁目 102番地先まで	L = 17.7 W = 6.0
42	西部第 1218号線	学園中五丁目 70番 4地先から	学園中五丁目 70番 1地先まで	L = 89.0 W = 4.0~ 4.4
43	西部第 1219号線	百楽園四丁目 285番 5地先から	百楽園四丁目 440番 13地先まで	L = 297.2 W = 6.2
44	西部第 1220号線	百楽園四丁目 275番 1地先から	百楽園四丁目 290番 1地先まで	L = 51.5 W = 4.2~ 4.3
45	西部第 1221号線	中登美ヶ丘二丁目 198番 9地先から	中登美ヶ丘二丁目 198番 10地先まで	L = 151.0 W = 4.0~ 4.8
46	西部第 1222号線	帝塚山中町 132番 3地先から	帝塚山中町 132番 10地先まで	L = 223.8 W = 6.0

(平成 16年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 193号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 18条第 1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から 1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

路線名	区 間	変 更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
登美ヶ丘中町線	学園南一丁目 107番 6地先から 学園南三丁目 106番 10地先まで	前	11.9~ 13.0	72.1	
		後	74.7~ 75.0	72.1	

(平成 16年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 194号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 18条第 2項の規定に基づき、平成 16年 4月 1日から次のように道路の供用

を開始します。

その関係図書は、公示の日から 1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

路線名	区 間	延長(m) 幅員(m)
登美ヶ丘中町線	学園南一丁目 107番 6地先から 学園南三丁目 106番 10地先まで	L = 72.1 W = 74.7~ 75.0

(平成 16年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 195号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・収納事務

受 託 者	収 納 事 務
奈良市三条大路一丁目 9番 10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協 議会 副会長 松 田 憲 二	老人福祉センター 使用料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで

(平成 16年 4月 1日掲示済)

奈良市告示第 196号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市柏木町 51番地の 7	奈良市立柳生診療所手数料

社団法人奈良市医師会
会長 北岡 孝

奈良市立田原診療所手数料
奈良市総合医療検査センター手数料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
(平成 16年 4月 1日揭示済)

奈良市告示第 197号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市三條宮前町 7 番 1 号 財団法人 奈良市文化振興センター ⁶¹ 理事長 南 田 昭 典	なら 100年会館使用料 奈良市美術館使用料
奈良市高畑町 600番地の 1 財団法人 入江泰吉記念写真美術財団 理事長 南 田 昭 典	奈良市写真美術館観覧料 奈良市写真美術館駐車場使用料 奈良市写真美術館収蔵写真著作権賃貸料
奈良市井上町 1 番地 財団法人 ならまち振興財団 理事長 南 田 昭 典	奈良市音声館使用料 奈良市名勝大乘院庭園文化館使用料
奈良市二条大路南一丁目 1 番 30号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 吉 村 隼 鷹	なら 100年会館駐車場使用料
奈良市脇戸町 3 番地 財団法人 杉岡華邨書道美術財団 副理事長 南 田 昭 典	奈良市杉岡華邨書道美術館観覧料

2 委託の期間

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで
(平成 16年 4月 1日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 18号

地方公営企業法(昭和 27年法律第 292号)第 33条の 2の規定に基づき、水道メータの計量事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27年政令第 403号)第 26条の 4 第 1項の規定に基づき告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市水道事業管理者
福 田 恵 一

水道メータの計量を委託する者

東大阪市若江東町 3 丁目 4 番 43号
株式会社 金門製作所 大阪支店
取締役支店長 西山 博英

(委託期間) 平成 16年 4月 1日~平成 17年 3月 31日

(委託区域) 青垣台一丁目~三丁目、青野町、秋篠三

和町一丁目~二丁目、あやめ池北一丁目~三丁目の一部、あやめ池南一丁目~四丁目、あやめ池南六丁目~九丁目の一部、石木町、大淵町、大倭町、大和田町、学園赤松町、学園北一丁目~二丁目、学園新田町、学園大和町一丁目~四丁目、学園緑ヶ丘一丁目~三丁目、五条畑二丁目の一部、西大寺赤田町一丁目~二丁目、西大寺国見町一丁目~二丁目の一部、西大寺芝町一丁目~二丁目、西大寺新池町、西大寺新田町、西大寺新町一丁目~二丁目の一部、西大寺宝ヶ丘、西大寺野神町一丁目~二丁目、西大寺竜王町一丁目~二丁目、敷島町一丁目~二丁目、松陽台一丁目~四丁目、菅野台、菅原町、千代ヶ丘一丁目~三丁目、鶴舞西町の一部、鶴舞東町の一部、帝塚山一丁目~七丁目、帝塚山南一丁目~五丁目、富雄泉ヶ丘、富雄川西一丁目~二丁目、富雄北一丁目~三丁目、登美ヶ丘一丁目~六丁目、鳥見町一丁目~四丁目、中登美ヶ丘二丁目、中町の一部、中山町の一部、西千代ヶ丘一丁目~三丁目、西登美ヶ丘一丁目~八丁目、二名二丁目~六丁目、二名東町、二名平野一丁目~二丁目、東登美ヶ丘一丁目~三丁目、疋田町一丁目~五丁目、疋田町、百楽園一丁目~五丁目、平松一丁目、平松二丁目の一部、平松三丁目~五丁目、藤ノ木台一丁目~四丁目、宝来一丁目~五丁目、宝来町、丸山一丁目~二丁目、三碓一丁目、三碓七丁目、南登美ヶ丘、三松一丁目~二丁目

(平成 16年 4月 1日揭示済)

奈良市水道局告示第 19号

地方公営企業法(昭和 27年法律第 292号)第 33条の 2の規定に基づき、水道メータの計量事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27年政令第 403号)第 26条の 4 第 1項の規定に基づき告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市水道事業管理者
福 田 恵 一

水道メータの計量を委託する者

奈良市法華寺町 1080番地
株式会社 ハウスサービス大和
代表取締役 西岡 昭正

(委託期間) 平成 16年 4月 1日~平成 17年 3月 31日

(委託区域) 青山一丁目~八丁目、赤膚町、秋篠早月

町、秋篠新町、秋篠町、朝日町一丁目~二丁目、阿字万字町、油阪地方町、油阪町、尼辻北町、尼辻町、尼辻中町、尼辻西町、尼辻南町、あやめ池北一丁目~三丁目

あやめ池南一丁目～八丁目の一部、池田町、池之町、井上町、今市町、今小路町、今在家町、今辻子町、今御門町、陰陽町、右京一丁目～五丁目、歌姫町、邑地町、大野町、大保町、大宮町一丁目～七丁目、大森町、大森西町、大柳生町、小川町、興ヶ原町、奥子守町、奥芝町、押上町、押熊町、押小路町、肘塚町、大平尾町、学園朝日町、学園朝日元町一丁目～二丁目、学園大和町五丁目、学園中一丁目～五丁目、学園南一丁目～三丁目、鶺鴒町、柏木町、春日野町、桂木町、上三条町、杏町、川上町、川久保町、川之上町、川之上突抜町、瓦堂町、元興寺町、漢国町、元林院町、北市町、北魚屋西町、北魚屋東町、北川端町、北京終町、北小路町、北新町、北椿尾町、北野山町、北登美ヶ丘一丁目～六丁目、北永井町、北之庄町、北之庄西町一丁目～二丁目、北半田中町、北半田西町、北半田東町、北袋町、北風呂町、北御門町、北向町、北村町、北室町、紀寺町、京終地方西側町、京終地方東側町、沓掛町、公納堂町、窪之庄町、恋の窪一丁目～三丁目、恋の窪東町、興善院町、光明院町、興隆寺町、虚空蔵町、五条一丁目～三丁目、五条町、五条西一丁目～二丁目、五条畑一丁目、五条畑二丁目の一部、小太郎町、後藤町、神殿町、小西町、此瀬町、西九条町、西九条町一丁目～五丁目、西大寺北町一丁目～四丁目、西大寺国見町一丁目～二丁目の一部、西大寺小坊町、西大寺栄町、西大寺新町一丁目～二丁目の一部、西大寺高塚町、西大寺町、西大寺東町一丁目～二丁目、西大寺本町、西大寺南町、阪新屋町、阪原町、狭川東町、狭川両町、佐紀町、左京一丁目～五丁目、佐保台一丁目～三丁目、佐保台西町、三条大路一丁目～五丁目、三条大宮町、三条川西町、三条栄町、三条添川町、三条町、三条松町、三条本町、三条宮前町、四条大路一丁目～五丁目、四条大路南町、七条一丁目～二丁目、七条町、七条西町一丁目、七条東町、芝突抜町、芝辻町一丁目～四丁目、芝辻町、芝新屋町、柴屋町、下狭川町、下三条町、下御門町、十輪院町、十輪院畑町、宿院町、勝南院町、菖蒲池町、神功一丁目～六丁目、水門町、須川町、朱雀一丁目～六丁目、須山町、誓多林町の一部、園田町、杣ノ川町、杉ヶ町、雑司町、高畑町、高樋町、高天市町、高天町、高御門町、田中町、多門町、樽井町、田原春日野町、大慈仙町、大安寺町、大安寺西一丁目～三丁目、大安寺一丁目～七丁目、中院町、築地之内町、角振新屋町、角振町、椿井町、鶴福院町、鶴舞西町の一部、鶴舞東町の一部、手貝町、帝塚山中町、帝塚山一丁目、帝塚山二丁目、出屋敷町、寺町、東九条町、富雄北一丁目～二丁目、富雄元町一丁目～四丁目、鳥見町四丁目の一部、中新屋町、中筋町、中辻町、中貫町、中登美ヶ丘一丁目、中登美ヶ丘三丁目～四丁目、中ノ川町、中ノ庄町、中畑町、中町の一部、中御門町、中山町の一部、中山町西一丁目～四丁目、長谷町、内侍原町、鍋屋町、奈良阪町、鳴川町、西包永町、西木辻町、西紀寺町、西狭川町、西笹鉾町、西城戸町、西新在家号所町、西新在家町、西寺林町、西ノ京町、西之阪町、西新屋町、西御門町、二条大路南一丁目～五丁目、二条町一丁目～三丁目、二名一丁目、二名七丁目、丹生町、忍辱山町、納院町、登大路町、橋本町、畑中町、

八条一丁目～五丁目、八条町、鉢伏町、花芝町、花園町、林小路町、半田突抜町、半田開町、半田横町、般若寺町、馬場町、日笠町、東包永町、東木辻町、東紀寺町一丁目～三丁目、東笹鉾町、東城戸町、東新在家町、東寺林町、東登美ヶ丘四丁目～六丁目、東鳴川町、東之阪町、東向北町、東向中町、東向南町、毘沙門町、白毫寺町、百万ヶ辻子町、平清水町、平松二丁目の一部、広岡町、福智院町、不審ヶ辻子町、藤原町、船橋町、古市町、生疏里町、別所町、法用町、坊屋敷町、法蓮町、法華寺町、本子守町、菩提山町の一部、米谷町、大豆山町、大豆山突抜町、山陵町、三碓二丁目～六丁目、三碓町、三棟町、南市町、南魚屋町、南肘塚町、南紀寺町一丁目～五丁目、南京終町、南京終町一丁目～七丁目、南庄町、南新町、南城戸町、南田原町、南椿尾町、南永井町、南中町、南半田中町、南半田西町、南半田東町、南袋町、南風呂町、南法蓮町、水間町の一部、三松ヶ丘、三松一丁目～二丁目の一部、三松三丁目～四丁目、茗荷町、餅飯殿町、柳生下町、柳生町、薬師堂町、八島町、矢田原町、柳町、山町、油留木町、横井一丁目～七丁目、横井町、横田町、横領町、六条一丁目～三丁目、六条町、六条西一丁目～五丁目、六条西六丁目の一部、六条緑町一丁目～三丁目、鹿野園町、脇戸町、和田町
(平成 16年 4月 1日 掲示済)

奈良市水道局告示第 20号

地方公営企業法（昭和 27年法律第 292号）第 33条の 2 及び地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 27年政令第 403号）第 26条の 4 第 1 項及び地方自治法施行令第 158条第 2 項の規定に基づき告示します。

平成 16年 4月 1日

奈良市水道事業管理者
福田 恵一

収納事務	水道料金及び下水道使用料
委託者	東京都千代田区一番町 1番地 1 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン 代表取締役 秋 沢 志 篤 愛知県名古屋市中区栄一丁目 7 番 34号 株式会社ココストア 代表取締役 盛 田 宏 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 サークルケイ・ジャパン株式会社 代表取締役 土 方 清 東京都江東区塩浜 2 - 20- 1 株式会社サンクスアンドアソシエイツ 代表取締役社長 天 馬 泰 彦 神奈川県横浜市中区日本大通 17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役 中 居 勝 利 札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 42番地

株式会社セイコーマート
 代表取締役 西尾 長 光
 東京都港区芝公園四丁目 1 番 4 号
 株式会社セブン - イレブン・ジャパン
 代表取締役 山 口 俊 郎
 東京都千代田区岩本町三丁目 10番 1 号
 株式会社デイリーヤマザキ
 代表取締役 山 田 憲 典
 東京都豊島区東池袋四丁目 26番 10号
 株式会社ファミリーマート
 取締役社長 上 田 準 二
 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665
 番地の 1
 株式会社ポプラ
 代表取締役社長 目 黒 俊 治
 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
 ミニストップ株式会社
 代表取締役社長 横 尾 博
 大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号
 株式会社ローソン
 代表取締役 新 浪 剛

委託期間	平成 16年 4月 1 日から平成 17年 3月 31日ま で
------	------------------------------------

(平成 16年 4月 1日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第 3 号

平成 16年 4月 1日、次の者が議会運営委員会の委員を
辞任しました。

平成 16年 4月 1日

奈良市議会議長
 米 澤 保

浅 川 仁
 三 浦 教 次
 大 坪 宏 通
 森 田 一 成
 松 田 末 作

(平成 16年 4月 1日揭示済)